

業務用スマートフォン端末貸借契約書(案1)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの業務用スマートフォン端末 (以下「端末」という。) の貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、端末の貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

(貸借期間)

第2条 貸借期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 本契約における保証金は100分の10以上とする。

(沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除)

(賃借料の請求と支払い)

第4条 甲は、端末の貸借に対する賃借料は 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) とし、月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) を毎月乙に支払うものとする。

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に110分の10を乗じて得た額である。

- 乙は、月ごとに賃借料月額をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。
- 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。
- 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、沖縄県の定める年率の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(貸借物件)

第5条 端末の貸借物件、及びその品名、数量、その他仕様等については、別紙物品仕様のとおりとす。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾書を得た場合は、この限りではない。
- 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(善管義務)

第7条 甲は、端末を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(損害賠償)

第8条 この契約の履行に関して発生した損害については、乙が一切の責任を負うものとする。ただし、甲の原因による場合は、この限りではない。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めるとき。
 - (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
 - (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
 - (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
 - (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。
- 5 この契約が月の途中で解除された場合における当該月の賃貸借料の額は、第4条第1項に定める月額に、契約解除日の属する月の初日から契約解除日までの日数を乗じた後、当該月の日数で除した額とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第10条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行不能の場合の措置)

第11条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

(予算の減額による契約の解除)

第12条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

(立入及び秘密保持)

第13条 乙は、端末の搬入又は交換・修理等のために端末の配布された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その業務の遂行上知り得た秘密について、業務目的外の利用や、第三者への漏洩をしてはならない。
- 3 前項はこの契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(端末の返還)

第15条 この契約の終了又は契約の解除により端末の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

(その他)

第16条 乙は、この契約条項の他、沖縄県病院事業局財務規程（病院事業局管理規程第19号）を遵守するものとする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

院長

乙

(別 記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した

個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする

物品仕様

1 使用目的

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「センター」という。）院内の業務用スマートフォン端末として使用する。

2 賃貸借物品等

下表の端末等。

端末			
	品名	数量	備考
1	例) iPhoneSE第二世代 64GB	600台	

端末保証			
	項目	規格	備考
1	自然故障	<ul style="list-style-type: none"> ・充電端子やボタン等の故障による電源不通 ・ディスプレイ等故障による画面の不点灯・不反応 ・音声不通 ・sim や Wifi 等の認識不能 ・その他自然故障によるもの 	端末の自然故障に対する修理又は機器交換を行う。保証期間は、納品後 12 か月以上とする。
2	物理・水没障害	落下や接触、水没等による破損	端末の物理・水没故障に対する修理又は機器交換を行う。保証期間は契約期間中とする。
3	端末交換保証	本表 1 に基づく故障の場合は無償。 本表 2 に基づく故障の場合は交換手数料を設けることができる。	交換手数料は、故障端末の賃借月額額の 6 月分を超えない範囲で設定すること。

3

納入場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター